

コスモエコパワー株式会社「（仮称）波崎ウィンドファームリプレイス
事業に係る環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和 7 年 3 月 5 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第 46 条の 14 第 1 項の規定に基づき、「（仮称）波崎ウィンドファームリプレイス事業に係る環境影響評価準備書」について、コスモエコパワー株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第 1 項の規定に基づき、茨城県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：茨城県神栖市
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：15,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 3 年 8 月 17 日
環境大臣意見受理	令和 3 年 10 月 28 日
経済産業大臣意見発出	令和 3 年 11 月 4 日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 4 年 1 月 18 日
住民意見の概要等受理	令和 4 年 3 月 23 日
茨城県知事意見受理	令和 4 年 6 月 21 日
経済産業大臣勧告発出	令和 4 年 7 月 15 日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 6 年 6 月 11 日
住民意見の概要等受理	令和 6 年 8 月 2 日
茨城県知事意見受理	令和 6 年 11 月 29 日
環境大臣意見受理	令和 6 年 12 月 10 日
経済産業大臣勧告発出	令和 7 年 3 月 5 日

問合せ先：電力安全課 木全、植田
電話番号：03-3501-1742（直通）

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2. 各論

(1) 風車の影に対する影響

対象事業実施区域から 200m 程度の場所に複数の住居が、500m 程度の場所に複数の社会施設等の環境保全についての配慮が特に必要な施設が存在している。本事業の風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測では、複数の住居及び環境保全についての配慮が特に必要な施設等で事業者が参考とした諸外国のガイドラインの指針値を超過しており、生活環境への影響が懸念される。

このため、遮光カーテンの導入等の環境保全措置を適切に講ずるとともに、近隣住民等の生活環境への影響が十分に低減されていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているハヤブサ等の希少猛禽類の生息及びオオタカの営巣が確認されており、対象事業実施区域の周辺では、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく特

別天然記念物及び種の保存法に基づき国内希少種に指定されているコウノトリの営巣が確認されている。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避し、又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性を伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装等の鳥類からの視認性を高める措置を含むより効果が高い追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めること。また、死骸調査の踏査範囲の内外を問わず、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、速やかに関係機関への連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(3) 植物に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査第6回・第7回調査（植生調査）で植生自然度が高いとされたハマグルマーコウボウムギ群集等の砂丘植生が広く分布し、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された飛砂防備保安林が存在していることから、工事の実施により、自然度の高い植生等への影響が懸念される。

このため、工事の実施に当たっては、工事工程ごとの改変面積を最小限に抑えること等により、自然度の高い植生への影響を回避し、又は低減すること。

(4) 景観に対する影響

風力発電設備の近傍にある住宅においては、既設の風力発電設備に比べて設備が大型化されることにより、垂直見込角が大きくなる可能性があることから、必要に応じて、フォトモンタージュの眺望点の追加等について検討すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。